

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和5年9月7日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

山田村歴史民俗資料館 館内清掃及び除草業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

山田村歴史民俗資料館の館内清掃と建物周辺の除草

(3) 役務の提供を受ける期間

令和5年9月20日から令和5年10月31日までのうち1日間

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年9月20日

(2) 提出先

教育委員会事務局教育行政センター

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和5年9月13日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

感謝状筆耕手数料

(2) 提供を受ける役務の内容

賞状の筆耕

(3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和5年10月6日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年9月25日

(2) 提出先

福祉保健部福祉政策課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和5年9月15日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

八尾行政サービスセンター庁舎日常清掃業務

(2) 提供を受ける役務の内容

庁舎内の清掃等

(3) 役務の提供を受ける期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年9月27日

(2) 提出先

八尾行政サービスセンター地域生活係

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和5年9月21日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

令和5年度富山市技能勤労者表彰に係る賞状筆耕委託

(2) 提供を受ける役務の内容

賞状筆耕

(3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和5年11月10日（金）

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年10月2日（月）

(2) 提出先

富山市商工労働部商工労政課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和5年9月22日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

安養坊自転車保管所草刈業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

安養坊自転車保管所の草刈り等

(3) 役務の提供を受ける期間

契約日から令和5年11月30日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年10月10日

(2) 提出先

活力都市創造部交通政策課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人 富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和5年9月26日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

令和5年度地域振興功労・町内会長感謝状筆耕

(2) 提供を受ける役務の内容

地域コミュニティ推進課で用意した用紙への筆耕

(3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和5年10月20日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年10月5日

(2) 提出先

市民生活部 地域コミュニティ推進課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、特定非営利活動法人自立生活支援センター富山 富山生きる場センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和5年9月27日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

令和5年度富山市模範更生障害者表彰に係る賞状の印刷業務

(2) 提供を受ける役務の内容

令和5年度富山市模範更生障害者表彰に係る賞状の印刷

(3) 役務の提供を受ける期間

令和5年11月2日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する施設等であつて、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年10月10日

(2) 提出先

福祉保健部障害福祉課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人 富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和5年9月29日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

宮川保育所・婦中熊野保育所草刈業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

宮川保育所及び婦中熊野保育所の草刈、集草、刈草処理

(3) 役務の提供を受ける期間

令和5年10月10日から令和5年11月10日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年10月10日

(2) 提出先

こども家庭部こども支援課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和5年9月29日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

富山市指定史跡・天然記念物（八尾地域）整備業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

八尾地域にある富山市指定史跡 主馬ヶ城跡と天然記念物 小井波の水芭蕉の除草等

(3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和5年12月28日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年10月13日

(2) 提出先

教育委員会生涯学習課